

市道高速1号他新洲崎工区改築事業
に係る契約者の選定経緯について

令和7年3月7日

名古屋高速道路公社

目次

1. 事業概要-----	1
2. 経緯-----	2
3. 競争資格確認等-----	4
4. 技術提案審査-----	5
5. 技術対話-----	7
6. 価格等交渉-----	8
7. 先行工事の契約相手方の決定-----	10
8. 後行工事の契約相手方の決定-----	10
9. 技術提案・交渉方式に係る外部委員会の経緯-----	10

1. 事業概要

(1) 発注者

名古屋高速道路公社

(2) 事業名

市道高速 1 号他新洲崎工区改築事業

(3) 事業場所

愛知県名古屋市中村区名駅南 2 丁目地内から愛知県名古屋市中区大須 2 丁目地内まで

(4) 事業内容

本事業は、市道高速 1 号及び県道高速名古屋新宝線の改築工事であり、改築事業に係る実施設計及び工事を行うものである。

【設計内容】

市道高速 1 号及び県道高速名古屋新宝線の改築事業において、上下部構造実施設計、施工計画立案及び関係機関協議用資料作成等を行うものである。

【工事内容】

市道高速 1 号及び県道高速名古屋新宝線の改築事業において、橋脚基礎工、杭基礎工、鋼橋製作工、架設工、構造物撤去工、仮設工等の施工を行うものである。なお、工事契約は段階的に行うものとし、橋梁下部工を主体とする工事を「先行工事」、残る橋梁上部工を主体とする工事を「後行工事」とする。

(5) 事業概算数量

下記の実実施設計及び工事

実施設計：	橋梁設計	一式
	既設構造物との接合部設計	一式
	施工計画(架設計画含む)	一式
	その他	一式

工 事：【先行工事】

橋脚基礎工	38 基
橋脚工	36 基
鋼橋架設工(鋼製橋脚基部)	30 基
雑工	一式

【後行工事】

鋼橋架設工(鋼製桁) L=3,121m	
鋼橋架設工(鋼製橋脚工)	38 基
その他	一式

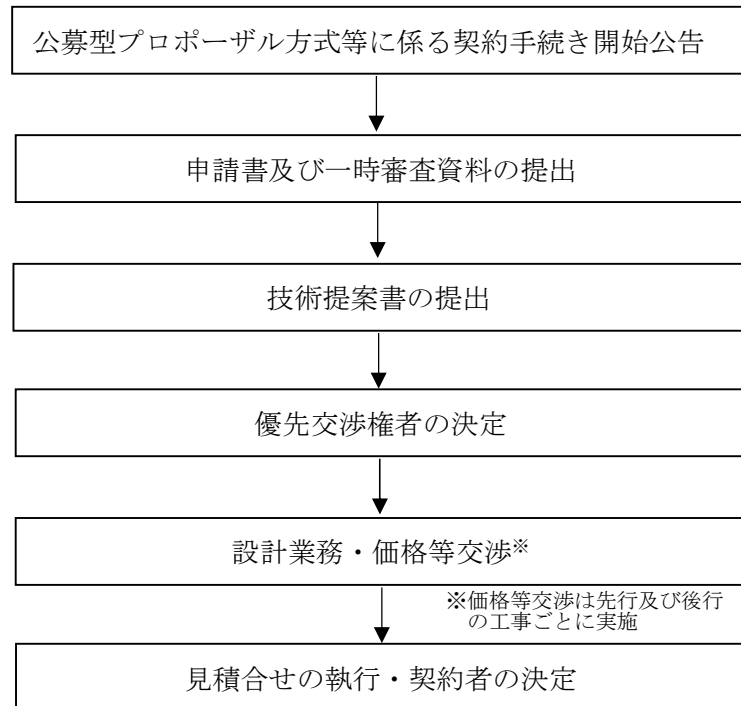
(6) 工期

実施設計の履行期間 : 令和3年3月13日から令和6年9月30日まで

工期(先行・後行全体) : 令和6年3月5日から令和14年3月15日まで

2. 経緯

(1) 契約者決定の流れ



(2) 契約者決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は表-1のとおりである。

表-1 契約者選定までの主な経緯

日 付	内 容
令和2年1月15日	名古屋都心アクセス技術審査会(公告内容等確認)
令和2年1月24日	名古屋都心アクセス技術評価外部委員会(第1回) (公告内容等確認)
令和2年3月10日	入札・契約審査委員会(公告内容等確認)
令和2年5月22日 (令和2年5月29日)	契約手続説明資料の配付 (HPに掲載)
令和2年7月10日	公告
令和2年7月10日～9月4日	参加表明書の提出
令和2年7月21日	技術提案書作成説明会
令和2年9月10日	名古屋都心アクセス技術審査会(応募要件確認)

令和2年9月15日	入札・契約審査委員会(応募要件確認)
令和2年9月16日	応募要件確認結果の通知(技術提案書の提出要請)
令和2年9月17日～10月9日	技術提案書等の受領
令和2年10月30日	技術対話
令和2年11月2日～11月13日	最終技術提案書・修正概算工事費内訳書受領
令和2年11月26日	名古屋都心アクセス技術審査会(ヒアリング、技術提案の評価)
令和2年12月7日	名古屋都心アクセス技術評価外部委員会(第2回) (技術提案の評価内容確認)
令和2年12月22日	入札・契約審査委員会(優先交渉権者の決定)
令和2年12月22日	優先交渉権者決定通知
令和3年2月26日	実施設計見積書の提出要請
令和3年3月11日	実施設計見積合わせ
令和3年3月12日	実施設計業務契約締結・基本協定締結
令和3年12月24日 ～令和4年3月14日	事前協議(価格等交渉の事前協議)
令和5年10月27日	名古屋都心アクセス技術審査会(概算事業費、事業期間の確認)
令和5年10月31日	工事費内訳書等受領
令和5年11月6日	名古屋都心アクセス技術評価外部委員会(第3回) (概算事業費、事業期間の確認)
令和5年11月8日～12月18日	価格等交渉(先行工事)
令和5年12月19日	名古屋都心アクセス技術審査会(先行工事・価格等交渉結果確認)
令和5年12月22日	名古屋都心アクセス技術評価外部委員会(第4回) (先行工事・価格等交渉結果確認)
令和6年1月23日	入札・契約審査委員会(先行工事・価格等交渉結果確認)
令和6年2月7日	見積書の提出要請(先行工事)
令和6年2月28日	見積合わせ(先行工事)
令和6年3月4日	工事請負契約締結(先行工事)
令和6年10月9日～11月22日	価格等交渉(後行工事)
令和6年12月17日	名古屋都心アクセス技術審査会(後行工事・価格等交渉結果確認)
令和6年12月20日	名古屋都心アクセス技術評価外部委員会(第5回) (後行工事・価格等交渉結果確認)
令和7年1月14日	入札・契約審査委員会(後行工事・価格等交渉結果確認及び 価格に係る協議状況確認)
令和7年1月15日	見積書の提出要請(後行工事)
令和7年2月6日	見積合わせ(後行工事)
令和7年2月28日	工事請負契約締結 (契約済みの先行工事に後行工事を追加した変更契約日)

(3) 工事実施者の選定方式

本事業は、新洲崎JCTに新たに出入口を設置するものであり、概成された都心部での施工であるとともに、既設の高速道路や一般道路への影響に特に配慮が必要な施工となる等、非常に難易度の高い工事である。このような厳しい条件下で事業目標を達成するためには、工事のリスクを最小化する必要があり、多種多様な構造及び高度で専門的なノウハウを要する施工法の中から幅広く技術提案を求め、最も優れた技術提案能力をもつ施工者を採用することにより、最適な構造及び施工法(以下「仕様」という)を選定する必要がある。そのため、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 18 条に規定される、「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式(技術提案・交渉方式)の設計交渉・施工タイプを適用し、優先交渉権者として選定された者と実施設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結することとした。

(4) 契約相手方の選定体制

技術提案書の内容の審査・評価及び価格等交渉の評価等は、名古屋高速道路公社の名古屋都心アクセス技術審査会(以下、「技術審査会」という)及び名古屋高速道路公社の入札・契約審査委員会(以下、「入契委員会」という。)に諮った上で決定した。

また、中立かつ公正な立場で審査を行うため、学識経験者等で構成する「名古屋都心アクセス技術評価外部委員会」(以下、「外部委員会」という)を設置した。外部委員会では、公告前、技術審査段階、価格等の交渉段階のタイミングにおいて意見聴取を行った。なお、外部委員会は非公開とした。

表-2 名古屋都心アクセス技術評価外部委員会

	氏 名	所 属
委 員 長	中村 光	名古屋大学大学院工学研究科 教授
委 員 (五十音順)	鈴木 弘司	名古屋工業大学大学院工学研究科 教授
	永田 和寿	名古屋工業大学大学院工学研究科 准教授
	松田 奈緒子 ^{※1} (中洲 啓太) ^{※2}	国土交通省 国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究室 室長

※1 第5回委員会は同研究室の田嶋主任研究官が代理出席

※2 令和4年度までの委員

3. 競争資格確認等

(1) 競争参加者資格

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものである。競争参加資格が確認されたものに対して配置予定技術者の能力、企業の施工実績、事故及び不誠実な行為に対する評価により技術提案を要請する者を選定するために実施するものである。

(2) 審査結果

令和2年9月4日までに2者の応募があった。2者から提出された参加表明書について資格審査を行った結果、いずれの者も競争参加資格を満たしていた。競争参加資格を有する2者に対し令和2年9月16日付で技術提案書の提出要請を通知した。

4. 技術提案審査

(1) 技術提案審査の概要

技術提案審査にあたり、以下の3提案を求めた。

- 1) 評価項目①: 設計交渉・施工タイプにより契約する事業(設計、施工)の内容の理解を踏まえた実施手順及び実施体制の提案
- 2) 評価項目②: 既設桁と新設桁が一体構造となる環102～環108(新設及び既設)を対象とした工事的物(上下部構造)及びその設計に関する提案能力
- 3) 評価項目③: 既供用高速道路及び平面街路への交通影響を考慮した西OFF7～西OFF12の上部工架設工法(仮設物含む)の提案能力

技術提案書は、2者すべてから提出があった。2者に対して技術提案を評価し、実施設計を行う優先交渉権者1者及び次順位以下の交渉権者を決定した。技術提案項目に関する提案内容を審査することで行った。

なお、公示後、技術提案書等の作成に関する質問期間(令和2年7月27日～令和2年8月7日)に23件の質問を受領・回答している。

(2) 審査結果

審査にあたっての評価基準及び配点は表-3、審査結果は表-4のとおりである。

表-3 評価基準及び配点

評価項目	評価基準		配点
評価項目①	理解度	事業目的、現地条件、与条件(技術提案条件書、工事実施に関わる条件書)の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・事業目的、現地条件、与条件(技術提案条件書、工事実施に関わる条件書)に対して、適切かつ論理的に整理されており、設計交渉施工タイプにより契約する事業(設計、施工)を遂行するに当たって理解度が高い場合 ・当該事業が担う社会的な役割、影響等について適切かつ論理的に整理されており、設計交渉・施工タイプにより契約する事業(設計、施工)を遂行するに当たって理解度が高い場合	10点

	実施手順 及び実施 体制	業務実施手順を示す設計及び工事の実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫があり適切な場合 ・本業務の内容、規模に対して十分(具体的)な実施体制が確保されている場合 ・異工種 JV で実施する場合は意思疎通に関して具体的な工夫があり適切な場合 ・工期遵守を目的とした円滑な推進に資する工程管理、マネジメントに関する工夫があり適切な場合	15 点
評価項目②	的確性	提案内容の的確性について、以下である場合に優位に評価する。 ・現地条件、与条件(技術提案条件書、工事实施に関わる条件書)を考慮の上、合理的な構造で耐震性、施工性、維持管理性及び既設構造物への負荷に配慮した提案があり適切である場合 ・標準案で示す構造形式と比較し、変更点及び変更理由が提案され適切である場合 ・提案する構造形式における設計の整理すべき課題を踏まえた実施方針及び検討フローについて具体的な記述があり適切である場合	25 点
	実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案された内容について、実施事例、類似事例、設計計算等根拠などが示されており、その妥当性が判断できる場合	15 点
評価項目③	的確性	提案内容の的確性について、以下である場合に優位に評価する。 ・現地条件、与条件(技術提案条件書、工事实施に関わる条件書)を踏まえ、既供用高速道路及び平面街路の交通規制短縮に関する有効な提案がなされている場合 ・現地条件、与条件(技術提案条件書、工事实施に関わる条件書)を踏まえ、現道規制下での架設の安全に関する具体的な提案があり適切である場合	20 点

	実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案された内容について、実施事例、類似事例、設計計算等根拠などが示されており、その妥当性が判断できる場合	15 点
合 計			100 点

表-4 審査結果

選定通知日：令和2年12月22日

評価項目			配点	A者	B者
技術 提案	評価項目①	理解度	10	10	10
		実施手順及び実施体制	15	15	15
	評価項目②	的確性	25	14	16
		実現性	15	15	15
	評価項目③	的確性	20	19	19
		実現性	15	15	15
合計			100	88	90
順位			-	2	1
優先交渉権者・交渉権者			-	交渉権者	優先 交渉権者

A者：IHI・横河・JFE・日車・日本国土・市川

市道高速 1 号他新洲崎工区改築事業異工種共同企業体

B 者：大林・大豊・矢作・川田・MMB・宮地・瀧上・駒ハル

市道高速 1 号他新洲崎工区改築事業異工種共同企業体

5. 技術対話

技術提案書の提出があった2者に対して技術対話を実施した。対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、競争参加者に提案を改善する機会を設け、令和2年11月13日に改善された最終技術提案書を2者から受領した。

技術対話の内容は、表-5の通りであった。

表-5 技術提案の改善過程

項目	A者		B者	
	発注者からの改善要望事項	競争参加者の改善状況	発注者からの改善要望事項	競争参加者の改善状況
評価項目②	桁及び床版の連続化を提案しているが、桁の端部構造を考慮した提案に修正すること	桁の端部構造を考慮した提案に修正	桁及び床版の連続化を提案しているが、桁の端部構造を考慮した提案に修正すること	桁の端部構造を考慮した提案に修正

6. 価格等交渉

(1) 実施方法

発注者及び優先交渉権者で実施設計業務の契約を締結するに当たり、工事契約に向けて実施することとなる、実施設計業務の成果品を基にした価格等交渉の手続等に関する基本協定を、令和3年3月12日に締結した。

(2) 先行工事の経過

基本協定書に基づき、2回の事前協議、4回の価格等交渉を実施した。なお、価格等の交渉は対面及びメールにより令和5年11月8日から12月18日まで実施した。主な経過は以下の通りである。

【 第1回事前協議 】 令和3年12月24日(金)

【 第2回事前協議 】 令和4年 3月14日(月)

- ・事前協議の進め方について
- ・工事価格の積算方法及び見積徴収について
- ・積算体系、積上げ細別等項目の確認

【 第1回価格等交渉 】 令和5年11月 8日(水)

【 第2回価格等交渉 】 令和5年11月16日(木)

【 第3回価格等交渉 】 令和5年11月21日(火)

【 第4回価格等交渉 】 令和5年12月 1日(金)

- ・工事費内訳書作成条件書の確認
- ・条件の確定に現地調査が必要な項目の確認
- ・見積りにて積算する工種・材料の確認及びその見積り条件の確認

上記、事前協議及び価格等交渉を踏まえ、発注者において優先交渉権者の価格の妥当性を確認したことから、令和5年12月22日、外部委員会に価格等交渉結果について報告し、価格交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

(3) 後行工事の経過

基本協定書に基づき、価格等交渉を対面及びメールにより令和6年10月9日から11月22日まで実施した。主な経過は以下の通りである。

【 第1回価格等交渉 】 令和6年10月 9日(水)

- ・工事費内訳書作成条件書の確認
- ・条件の確定に現地調査が必要な項目の確認

上記価格等交渉を踏まえ、発注者において優先交渉権者の価格の妥当性を確認したことから、令和6年12月20日、外部委員会に価格等交渉結果について報告し、価格交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

(4) 価格の妥当性の検証について

下記2点によりその妥当性を確認した。

① 見積額の総額が価格の制限の範囲内であること

基本協定書の記載に従い、優先交渉権者から提出された見積額が、発注者の積算額(目標価格)以下となっていることを確認した。

② 見積作成条件が妥当であること

各工種の直接工事費について、優先交渉権者から提出された見積額が、積算基準等に基づいて算定した発注者の積算額と著しく乖離していないことを確認し、乖離が見られる工種については、その根拠として信頼性のある資料の提示により確認した。

また、施工条件の特殊性により、現時点で歩掛の妥当性を確認できる情報が存在しない工種については、施工中の歩掛調査により工事費用を精算することを確認した。

(5) その他

価格等交渉の過程で決定した施工条件等については、特記仕様書に記載し契約に反映させた。

(6) 見積合せ

実施日 (先行工事) 令和6年2月28日
 (後行工事) 令和7年2月6日

7. 先行工事の契約相手方の決定

- (1) 工事名 市道高速 1 号他新洲崎工区改築事業(工事)
- (2) 契約者 大林・大豊・矢作・川田・MMB・宮地・瀧上・駒ハル
市道高速 1 号他新洲崎工区改築事業異工種共同企業体
- (3) 工事場所 愛知県名古屋市中村区名駅南 2 丁目地内から
愛知県名古屋市中区大須 2 丁目地内まで
- (4) 工事請負契約締結日 令和6年3月4日
- (5) 契約金額 予定価格 28,783,590,000 円 (税込み)
契約金額 28,074,200,000 円 (税込み)

8. 後行工事の契約相手方の決定

- (1) 工事名 市道高速 1 号他新洲崎工区改築事業(工事)
- (2) 契約者 大林・大豊・矢作・川田・MMB・宮地・瀧上・駒ハル
市道高速 1 号他新洲崎工区改築事業異工種共同企業体
- (3) 工事場所 愛知県名古屋市中村区名駅南 2 丁目地内から
愛知県名古屋市中区大須 2 丁目地内まで
- (4) 工事請負契約締結日^{※1} 令和7年2月28日
- (5) 契約金額^{※2} 予定価格 72,594,170,000 円 (税込み)
契約金額 72,523,000,000 円 (税込み)

※1 契約済みの先行工事に後行工事を追加した変更契約日

※2 後行工事分のみの契約金額

9. 技術提案・交渉方式に係る外部委員会の経緯

本工事の手續にあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識経験者等で構成する外部委員会を設置し、全5回において以下のとおり内容の確認及び意見聴取を行った。

【 第1回外部委員会（公告前）】

- 1) 開催日: 令和2年1月24日(金)
- 2) 確認及び意見聴取事項
 - ① 事業概要及び技術提案・交渉方式の適用
 - ② 評価項目及び評価基準
 - ③ 参考額の設定方法
 - ④ 価格等の交渉の実施に係る事項

【 第2回外部委員会（技術審査段階） 】

1)開催日:令和2年12月7日(月)

2)確認及び意見聴取事項

- ①評価方針(個別評価項目の技術審査・評価内容)
- ②技術提案及び個別評価(価格競争参加者の技術提案内容、各競争参加者の技術評価点・順位、優先交渉権者選定、交渉権者選定及び非選定)
- ③優先交渉権者選定にかかる総合講評(技術提案に対する講評)
- ④価格等の交渉手順(価格等の交渉手続)

【 第3回外部委員会（価格等交渉の事前段階） 】

1)開催日:令和5年11月6日(月)

2)確認及び意見聴取事項

- ①実施設計結果に基づく工事概算金額、工事期間の変更について

【 第4回外部委員会（価格等交渉の段階） 】

1)開催日:令和5年12月22日(金)

2)確認及び意見聴取事項

(先行工事に係る)

- ①優先交渉権者との価格等交渉内容について
 - ・価格等交渉の対象工事内容
 - ・価格等の交渉経緯
 - ・価格等の交渉の合意内容(合意した見積条件、工事費等の妥当性)
- ②価格交渉結果及び交渉成立の妥当性について
- ③予定価格の算定方法

【 第5回外部委員会（価格等交渉の段階） 】

1)開催日:令和6年12月20日(金)

2)確認及び意見聴取事項

(後行工事に係る)

- ①優先交渉権者との価格等交渉内容について
 - ・価格等交渉の対象工事内容
 - ・価格等の交渉経緯
 - ・価格等の交渉の合意内容(合意した見積条件、工事費等の妥当性)
- ②価格交渉結果及び交渉成立の妥当性について
- ③予定価格の算定方法
- ④公表資料について